

## 故安倍晋三氏の国葬の中止を求める意見書（案）

2022年7月8日、参議院議員選挙の遊説中に安倍晋三元首相が凶弾に倒れ逝去されました。いかなる理由があろうとも、暴力により人命を奪うことは断じて許されません。この訃報に対し、7月22日に岸田内閣総理大臣は4つの理由を挙げて、故安倍晋三氏の国葬を行うことを閣議決定いたしました。以下2つの問題があると考えます。

第1に、国葬は法令に基づく明確な開催基準がないにもかかわらず、国会審議を経ずに決定されたことです。今回、岸田内閣総理大臣は2001年1月6日施行の内閣府設置法第4条第3項第33号「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」を根拠に、「国の儀式」として閣議決定をすれば、国葬を実施可能と判断しました。しかしながら、国葬令は憲法に不適合なものとして1947年12月31日で失効しており、現状では、国葬は法令に基づく明確な開催基準がありません。また、内閣府設置法は、内閣府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その「国の儀式」に「国葬」が含まれるという規定、根拠はありません。さらに費用は、概算で約16億6,000万円かかると政府は公表しており、1989年の昭和天皇の大喪の礼当時の警備費が約24億円であったことも考えると、総額はさらに膨れ上がることが想定されます。各メディアのアンケートでも、反対の声が半数を占めている場合が多い中、全額国費で予備費から賄う国葬を、国会審議を経ずに政府が閣議決定のみで決定したことは、財政民主主義及び国会の軽視であり、国葬決定のプロセスは容認できません。

第2に、国葬とすることで、憲法が保障する思想・良心の自由を侵害し、弔意の強制につながることで、失効された国葬令第四條には、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」とあり、当日喪に服することが法令により強要されていました。現在は、憲法第19条で「思想・良心の自由」が保障されているにもかかわらず、この考え方の名残で、吉田茂元首相の国葬時に「歌舞楽曲を伴う行事は差し控える」「会社その他一般でも哀悼の意を表するように期待する」と閣議決定されたような弔意の強制が、事実上再発するおそれがあります。とりわけ、法令に基づく明確な開催基準がない「国葬儀」とすることで、国公立学校への半旗掲揚依頼文書の通知ほか、特定個人に対する哀悼の意を事実上強要されることを強く危惧します。

よって国に対し、故安倍晋三元首相の国葬について下記の事項を実現するよう、求めます。

### 記

1. 故安倍晋三元首相の国葬を中止すること。
2. 故安倍晋三元首相の葬儀に対し、国民に哀悼の意を事実上強要しないよう配慮すること。  
また、国公立学校への半旗掲揚依頼文書の通知を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年9月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長